(三)　内部最高周波数が一GHzを超えるときにあつては、一GHz以上内部最高周波数の五倍の周波数又は六GHzのいずれか小さい方以下

(四)　内部最高周波数が不明のときにあつては、一GHz以上六GHz以下

(8)　妨害波電圧、妨害波電流及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(9)　第一号(7)に掲げる条件

七　電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

(1)　利用周波数が二〇・〇五kHzから一〇〇kHzまでの範囲内にあること。

(2)・(3)　略

(4)　第一号(7)に掲げる条件

八　無電極放電ランプ

(1)　利用周波数が一一〇kHzから一七五kHzまで、二〇〇kHzから三〇〇kHzまで、四五〇kHzから四九〇kHzまで、二・二MHzから三MHzまで又は一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲内にあること。

(2)　高周波出力の定格値が四〇〇ワット以下（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲内のものにあつては、二〇〇ワット以下）であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。

(3)　妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の許容値は、次の(一)から(三)までの各表に定める値以下であること（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲内のものに限る。）。

(一)　電源端子における妨害波電圧

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［略］	［略］	［略］

［注　略］

(二)　三メートルの距離における磁界強度

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注一・二　略］

(5)　(3)の電源端子における妨害波電圧並びに(4)の利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(6)　第一号の(7)に掲げる条件

七　［同上］

(1)　利用周波数が二〇・〇五kHzから一〇〇kHzまでの範囲にあること。

(2)・(3)　同上

(4)　第一号の(7)に掲げる条件

八　［同上］

(1)　利用周波数が一一〇kHzから一七五kHzまで、二〇〇kHzから三〇〇kHzまで、四五〇kHzから四九〇kHzまで、二・二MHzから三MHzまで又は一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲にあること。

(2)　高周波出力の定格値が四〇〇ワット以下（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものにあつては、二〇〇ワット以下）であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。

(3)　妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の許容値は、次の(一)から(三)までの各表に定める値以下であること（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものに限る。）。

(一)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］

(二)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注一・二　同上］